

**小川自治会　防災隊**

**トランシーバーの管理と運用**

―２０１５年９月　第１版発行―

この資料はトランシーバーを有効に使用し、防災活動の効果を上げるために定めた、

管理と運用のマニュアルであり、トランシーバー管理者会議で検討・作成された。

１．トランシーバーの使用目的

　　・非常時（災害発生時）の指示、連絡、報告

　　・日常時の防災訓練

　　・定期的な作動確認等

　　・その他隊長が必要と認めた時

２．トランシーバーの使用のための無線局の開設

　　電波法の規定により、デジタル簡易無線局の登録を行うことで使用可能：済（後述８）

３．使用するトランシーバー（個数は２０１５年１０月現在）

　　機種　　　　　　：アイコム社製　ＩＣ－ＤＰＲ６携帯型デジタル簡易無線機ｘ１３

　　付属品（本体込）：リチウムイオンバッテリーパック

　　　　　　　　　　充電器

　　　　　　　　　　　アンテナ

　　　　　　　　　　　取り扱い説明書

　　付属品（別売）　：スイッチユニット　ＶＳ２ＳＪ

　　　　　　　　　　　イヤホーンマイク　ＨＳ－９９

　　　　　　　　　　　ロングアンテナ　　ＦＡ－Ｓ０７Ｕ　ｘ１（小川本部１号のみ）

　　購入代理店　　　：山本無線㈱

４．製品仕様（詳細は製品カタログ参照）

寸法　　　　　：幅５６mm x高さ９７．５mm x奥行き２９．５mm

重量　　　　　：２４４g

チャネル数　　：３０

　出力　　　　　：５Ｗ、１Ｗ

使用可能時間　：５Ｗで１０～１Ｗで１４時間（自治会範囲内なら１Ｗで通信可能）

平成２７年度に追加購入した９台（含付属品）は

東京都の「地域の底力再生」助成金を利用

添付）トランシーバーの取扱（取り扱い説明書抜粋）

トランシーバー使用記録簿

別紙）電波法に基づく申請・届け出手続と関係書類一式（本部管理者保管）

トランシーバー管理表「無線局登録状」（本部使用）

５．管理体制

　　各組織にトランシーバー管理者（正・副各１名）とトランシーバー担当者（複数名）を置く

　　２０１５年９月現在の管理者・担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組織 | 管理者（正） | 管理者（副） | 担当者 |
| せんげん支隊 | 石崎代表支隊長 | 片野支隊長 |  |
| 下小川支隊 | 長代表支隊長 | 平田さん |  |
| かえで支隊 | 甲斐代表支隊長 | 吉田支隊長 |  |
| 蜂谷戸支隊 | 飯田支隊長 | 山澤支隊長 |  |
| 柳谷戸支隊 | 小城支隊長 | 寺西さん |  |
| 青パト機動隊 | 勝又隊長 |  |  |
| 防災隊本部 | 窪田事務局担当 |  |  |

　　役割

代表支隊長：①自組織の管理者、担当者の任命

支隊管理者：①要員（管理者、担当者）の把握

　　　　　　②トランシーバーの現物管理

　　　　　　③使用実績管理（使用記録簿）

　　　　　　④定期的な訓練

　　　　　　⑤トランシーバー管理者会議への出席

　　本部管理者：支隊の管理者の役割のほか、

①各組織の管理体制と訓練状況の把握

②全体の保管状況の把握

③定期的な管理者会議の開催

④８、に記載の申請・登録手続と関係書類の保管

⑤購入先／メーカーとの交渉（修理依頼、追加購入など）

担当者　　：①各組織複数名（代表支隊長が任命）

　　　　　　　　②基礎操作訓練と実戦訓練実施が必須

　　　　　　　　③青パト機動隊員と本部隊員は全員担当者になることが望ましい。

６．管理について

　　管理番号　：混乱を防ぐため、１番から１３番の管理番号を付ける

　　　　　　　　本部：１（ロングアンテナ付）２　　せんげん：３，４　　下小川：５，６

かえで：７，８　蜂谷戸：９，１０　　柳谷戸：１１，１２　青パト：１３

　　保管　　　：緊急時いつでも使用できる状態で保管する

　　　　　　　　①管理者、及び担当者から保管者を決め自宅で保管（氏名、電話を登録）

　　　　　　　　　（原則支隊は正副管理者とする）

　　　　　　　　②保管者はいつでも使用可能な様、充電状態を定期的に確認し保管

バッテリーの充電と保管：

①常時使用しない場合は本体からはずして保管

満充電のあと残量表示が「残量あり」の状態になるまで使用し無線機から

取りはずして保管する。（モニター表示「Ⅲ」から「Ⅱ」になった状態）

満充電（モニター表示「Ⅲ」）、または完全に使い切った状態で長期間

放置すると、バッテリーパックの寿命が短くなる恐れがある。

②常時充電をしたまま放置すると過充電となり寿命が短くなる。

③２～３カ月に１度、充電状態の確認を行うこと

④充電の目安

　・充電時間：約３時間

　・充電回数：３００回～５００回

定期性能テスト：３カ月に一度性能テストを行い管理者は結果を記録、同時に本部へ報告

訓練　　　：①訓練はトランシーバーの基本的な操作を習得する基礎訓練と、非常時対応の

負傷者搬送や被災者捜査などの実戦的な訓練を行う。

②新しく管理者・担当者に任命されたものは必ず２種類の訓練を受ける。

③管理者、担当者は定期的に訓練を行う。出来れば上記の性能テストと同時

　実施が望ましい。

定期会議　：情報・広報専門会議の下部組織として「トランシーバー管理者会議」を設け

本部管理者の主催で、定期的に開催し、

　　　　　　①実際に使用した場合などの各種情報交換

　　　　　　②合同訓練計画

　　　　　　③増設計画　　などを議論・検討する

７．トランシーバーの使用

使用チャネル：主チャネル＝２５ＣＨ

　　　　　　　　副チャネル　第１＝２４、第２＝２６

　　　　　　　　非常時などで使用チャネルの変更する場合は本部の指示による

トランシーバーの呼び出し名称（混乱を防ぐため下記で統一）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織 | １号機 | ２号機 |
| 防災隊本部 | 小川１号 | 小川２号 |
| 各支隊 | ○○１号 | ○○２号 |
| 青パト | 青パト | ― |

基本操作と注意事項＝詳細は添付別紙

　　重要：**震度５強以上の地震発生時は使用するしないに関係なく必ず電源をＯＮにし**

**受信できる状態にしておく。**「安全確認の旗―無事です」を出すのと同じ条件

交信時の基本的な注意事項

・電源＝使用中はオフにしない

　　　・会話は同時通信であり混信を避けるため

呼び出し時は　「こちらXX支隊AAAです、本部CCさんへ」と

必ず発信者名と話したい相手名を明確にする

　　　　　会話の終わりは“どうぞ”とか“以上”などで締め括る。

　　　・一人が話し中はわりこめない。（一方通行）

・こちらから話している時は　赤色のランプが、受信中は　緑色のランプがつく

・話をするときは口に直角に１０Cｍ位の位置で話すと感度が良い。

　　　（携帯、スマホを使う時のように耳に当てて使用しない）

　　・不具合が生じたら必ず取り扱い説明書に従いチェック

　　　同時に使用記録簿に記録し、本部にも連絡

チャネルの空き確認の事前チェック

　　　非常時など多くの所でトランシーバーを使用チャネルの重複になる可能性があるため、

同じ周波数を小川自主防災隊以外が使用していないか事前チェックを行う。

　　①送信ボタンを押しながら「チャネルチェック、チャネルチェック、どなたかこの

チャネルをお使いでしょうか」と２～３回呼びかける。

　　　　②応答がなければ、小川自主防災隊で使用する事を宣言する。

　　　　　「こちらは小川自治会。ただいまからこのチャネルを使用します。」

　　　　③すでに使用中の応答があれば、断って副チャネルに切り替え、全トランシーバーに

　　　　　切り替え指示をする。

　　　　③使用が終了したら、チャネルをオープンにする旨放送する。

**この確認と副チャネルへの切り替えは支隊では行わず本部で実施する**

　　　また訓練時は特にチャネルの取り合いはないと予想されるので事前通告はしない

　　　混線した場合のみ副チャネルへの切り替えを行う。

８。電波法に基づく申請・届け出手続（詳細な手続、及び書類の原紙、写し本部事務局保管）

　無線局登録申請：

　　・複数台の場合関東総合通信局宛「無線局包括登録申請書」：平成２６年７月７日届け出済

　　・関東綜合通信局より「無線局登録状」発行　　　　　　　：平成２６年７月１７日発行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有効期限：平成３１年７月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開設予定数：１５台まで可

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登録状発行をもって運用可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有効期限の半年前に再申請

　　・申請費用（印紙代）＝２，９００円

　無線局登録申請：（個別）

　　・個別に関東総合通信局宛「無線局の開設届出書」提出　　：平成２６年７月２０日届け出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届け出台数：４台

　　・以降追加・変更ごとに届出を行う

　　・承認書等は発行されず、電波使用料の「納入通知書」をもって届出受領とみなす

　　・電波使用料＝４５０円（１局当たり年額）